

2026年2月13日

日本理学療法士協会会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会

副会長 佐々木 嘉光

令和8年度診療報酬改定 答申を踏まえた

看護・多職種協働加算に関する実践指針【暫定版】(本会作成)の発出について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2026年2月13日に、中央社会保険医療協議会より、令和8年度診療報酬改定に係る答申が発出されました。今回の改定では、新たに「看護・多職種協働加算」が位置づけられ、看護職員を含む多職種が専門性を発揮して病棟において協働する体制に係る評価の新設として示されています。

本会は、本加算の新設および関連の審議会での議論について、多職種が専門性を最大限に発揮して協働することの重要性に賛同する一方、制度運用にあたり、病棟における役割分担や法令上の整理が十分でないまま実務が進むことを懸念してきました。具体的には、各専門職が専門性を発揮しやすくするため、病棟における機能分担や業務の整理が必要であること、さらに、療養上の世話（食事介助・口腔ケア等）に関してリハビリ専門職の役割を誤解させないよう、法令に基づく適切な線引きの明確化が求められることを継続的に要望してきました。

以上を踏まえて、理学療法士が専門性を発揮できる運用に資するよう、本会としての「実践指針※」を取りまとめ、本日発出いたします。

※本実践指針は、本会としての見解・運用方針を示すものであり、政府（中医協答申・告示・通知・疑義解釈）の公式見解を代替するものではありません。運用に際しては、最新の告示・通知・疑義解釈等を必ずご参照ください。必要に応じて、本指針は改訂・追補を行います。

◆ 実践指針【暫定版】（本会作成）に関する情報掲載先

以下のリンク先よりご確認ください。（会員限定コンテンツ）

<https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/insurance/#title04>

◆ 参考情報

（1）公式情報（厚生労働省／中央社会保険医療協議会 発出情報）

- ・第 647 回中央社会保険医療協議会総会 資料掲載先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70414.html

（2）本会掲載情報（日本理学療法士協会）

- ・記者会見：診療報酬改定の議論（急性期一般病棟の多職種配置）に対する声明発表

（2025 年 12 月 24 日）

https://www.japanpt.or.jp/info/20251226_753.html

- ・本会 HP 令和 8 年度診療報酬改定情報ページ

https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/medical_2026/

以上

<問い合わせ先>
公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 職能推進課
E-mail: shokuno@japanpt.or.jp